

高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県 IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p>(補助事業者の要件)</p> <p>第 4 条 補助事業者は、指定企業であって、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。</p> <p>(1) 県内での事業所の取得又は賃借開始後、原則として 1 年以内に事業所の操業を開始する者であること。</p> <p>(2) 前号の事業所において、指定企業となった日から操業開始後 1 年までの間に正規職員 3 人以上の県内新規雇用を実施する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 国税、都道府県税及び市町村税並びに県に対する税外未収金債務の滞納がない者であること。</p> <p>(5) 高知県物品購入等関係指名停止要領 (平成 7 年 12 月高知県告示第 638 号) に基づく指名停止等の措置を受け、その措置の期間が満了していない者でないこと。</p> <p>(6) 高知県建設工事指名停止措置要綱 (平成 17 年 8 月高知県告示第 598 号) 又は指名回避措置基準要領 (平成 17 年 8 月 25 日付け 17 高建管第 223 号土木部長通知) に基づく入札参加指名停止等の措置を受け、その措置の期間が満了していない者でないこと。</p> <p>(7) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条第 1 項の<u>規定</u>に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条第 1 項の<u>規定</u>に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。</p> <p>第 5 条～第 9 条 (略)</p> <p>(補助対象経費の変更)</p> <p>第 10 条 補助事業者は、前条の通知を受けた後において、補助事業に関し次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、直ちに別記第 5 号様式による高知県 IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金変更交付申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 補助金額が増額することが明らかになった場合</p> <p>(2) 補助事業の内容が変更になることが明らかで、知事が特に必要があると認める場合</p> <p>2 (略)</p> <p>第 11 条～第 12 条 (略)</p> <p>(年度終了実績報告書)</p> <p>第 13 条 補助事業者は、各年度の 9 月 30 日時点の実績について、同日から 3 月以内 (補助対象経費に事務所開設費を含む場合にあっては、5 月以内) に別記第 9 号様式による高知県 IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金年度終了実績報告書 (以下「年度終了実績報告書」という。) を、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">高知県 IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p>(補助事業者の要件)</p> <p>第 4 条 補助事業者は、指定企業であって、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。</p> <p>(1) 県内での事業所の取得又は賃借開始後、原則として 1 年以内に事業所の操業を開始する者であること。</p> <p>(2) 前号の事業所において、指定企業となった日から操業開始後 1 年までの間に正規職員 3 人以上の県内新規雇用を実施する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 国税、都道府県税及び市町村税並びに県に対する税外未収金債務の滞納がない者であること。</p> <p>(5) 高知県物品購入等関係指名停止要領 (平成 7 年 12 月高知県告示第 638 号) に基づく指名停止等の措置を受け、その措置の期間が満了していない者でないこと。</p> <p>(6) 高知県建設工事指名停止措置要綱 (平成 17 年 8 月高知県告示第 598 号) 又は指名回避措置基準要領 (平成 17 年 8 月 25 日付け 17 高建管第 223 号土木部長通知) に基づく入札参加指名停止等の措置を受け、その措置の期間が満了していない者でないこと。</p> <p>(7) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条第 1 項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条第 1 項に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。</p> <p>第 5 条～第 9 条 (略)</p> <p>(補助対象経費の変更)</p> <p>第 10 条 補助事業者は、前条の通知を受けた後において、補助事業に関し次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、直ちに別記第 5 号様式による高知県 IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金変更交付申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 補助事業に要する経費が増額することが明らかになった場合</p> <p>(2) 補助事業の内容が変更になることが明らかで、知事が特に必要があると認める場合</p> <p>2 (略)</p> <p>第 11 条～第 12 条 (略)</p> <p>(年度終了実績報告書)</p> <p>第 13 条 補助事業者は、各年度の 9 月 30 日時点の実績について、同日から 3 月以内に別記第 9 号様式による高知県 IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金年度終了実績報告書 (以下「年度終了実績報告書」という。) を、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p>

新	旧
<p>(実績報告等)</p> <p>第14条 補助事業者は、補助事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日時点の実績について、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して3月を経過した日又は補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日の属する会計年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日(補助対象経費に事務所開設費を含む場合にあっては、知事が別に通知する日)までに、別記第10号様式による高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金実績報告書を、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>第15条～第16条(略)</p> <p>(財産の管理及び処分)</p> <p>第17条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について別記第11号様式による取得財産等管理台帳(IT・コンテンツ企業が別に備える固定資産台帳等に当該補助金により取得し、又は効用が増加した財産である旨記載される場合はその台帳等)を備え、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合(以下この条において「取得財産等の処分」という。)は、事前に別記第12号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、前項の規定により知事の承認を得て取得財産等の処分をしたことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。</p> <p>4 補助事業者は、第2項の承認を得ずに取得財産等の処分をした場合は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付しなければならない。</p> <p>5 知事は、第2項に規定する財産を補助金の交付の目的に反して取得財産等の処分を行うことを承認しようとするとき又は補助事業者が操業開始後3年以内に補助事業から撤退したときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。</p> <p>第18条～第23条(略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。 (平成27年度のコンテンツ企業立地事業に関する経過措置)</p> <p>2 平成27年度のコンテンツ企業立地事業については、第13条中「各年度の9月30日」とあるのは「平成28年1月31日」と、「3月以内」とあるのは「平成28年3月15日まで」と、別記第9号様式中「各年度の9月30日」とあるのは「平成28年1月31日」と読み替えるものとする。</p>	<p>(実績報告等)</p> <p>第14条 補助事業者は、補助事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日時点の実績について、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して3月を経過した日又は補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日の属する会計年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、別記第10号様式による高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金実績報告書を、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>第15条～第16条(略)</p> <p>(財産の管理及び処分)</p> <p>第17条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について別記第11号様式による取得財産等管理台帳(IT・コンテンツ企業が別に備える固定資産台帳等に当該補助金により取得し、又は効用が増加した財産である旨記載される場合はその台帳等)を備え、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合(次項から第5項までにおいて「取得財産等の処分」という。)は、事前に別記第12号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、前項の規定により知事の承認を得て取得財産等の処分をしたことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。</p> <p>4 補助事業者は、第2項の承認を得ずに取得財産等の処分をした場合は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付しなければならない。</p> <p>5 知事は、第2項に規定する財産を補助金の交付の目的に反して取得財産等の処分を行うことを承認しようとするとき又は補助事業者が操業開始後3年以内に補助事業から撤退したときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。</p> <p>第18条～第23条(略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。 (平成27年度のコンテンツ企業立地事業に関する経過措置)</p> <p>2 平成27年度のコンテンツ企業立地事業については、第13条中「各年度の9月30日」とあるのは「平成28年1月31日」と、「3月以内」とあるのは「平成28年3月15日まで」と、別記第9号様式中「各年度の9月30日」とあるのは「平成28年1月31日」と読み替えるものとする。</p>

新	旧
<p>3 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第16条から第18条まで、第21条及び第22条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月12日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年2月4日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和元年8月19日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年4月12日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和4年4月13日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和5年3月14日から施行し、第13条及び第14条の規定は、この要綱の施行の日前に交付を決定した事業に適用する。</u></p>	<p>3 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第16条から第18条まで、第21条及び第22条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月12日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年2月4日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和元年8月19日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年4月12日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和4年4月13日から施行する。</p>